

稚内市スポーツ少年団表彰規程

(目 的)

第1条 この規定は、稚内市スポーツ少年団(以下「団」という。)の行う表彰制度を確立し、単位スポーツ少年団(以下「少年団」という。)の育成と体育・スポーツの振興に寄与した団体及び個人を表彰し、少年団の発展を期することを目的とする。

(制 度)

第2条 本部長は、常任委員会の承認を得て、少年団の発展に貢献したことが著しいと認められるときは、次の各項によりこれを表彰する。ただし、その年において一般財団法人稚内市体育協会(以下「協会」という。)表彰を受賞した者は除く。

- 2 少年団結成後10年を経過した団体。
- 3 少年団の指導者として20年以上の間指導した有資格指導者個人。
- 4 少年団の指導者として15年以上の間指導した有資格指導者個人。
- 5 少年団の指導者として10年以上の間指導した有資格指導者個人。
- 6 少年団の発展に貢献した団体及び個人。
- 7 北海道大会において4位までに入賞した団体及び個人。ただし、24団体又は24人以上が出場した場合は、8位までに入賞した団体及び個人とする。
- 8 被表彰者であって、その後の成績が前回より上位の成績で特に必要と認めた時は、再表彰することができる。

(表 彰)

第3条 表彰は、本部長が定める日に行う。

(委任規定)

第4条 この規定の施行について必要な事項は、本部長が別に定める。

(規程の改訂)

第5条 この規定の改訂は、常任委員会の議を経て、協会理事会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規定は、平成23年4月1日より施行する。
- 2 この規定は、平成24年4月1日より改訂施行する。